



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 わかもと製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 石井 敬志
(コード:4512 東証第一部)
問合せ先 総務・広報部長 篠原 浩三
(TEL 03-3279-0371)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 25 日開催予定の当社第 115 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1)株主の皆様へのサービス拡充の観点から会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第 10 条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (2)経営基盤の強化のため、役付取締役として「取締役副会長」を追加するものであります。
- (3)条文の新設に伴い、定款第 10 条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利 (新 設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 10 条～第 20 条(条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条～第 42 条(条文省略)</p>	<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第 10 条 <u>当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 11 条～第 21 条(現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条～第 43 条(現行どおり)</p>

以上